

1 議事日程（4日目）

〔令和2年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

令和2年9月9日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	門田直樹 (15)	1. 情報セキュリティ対策について (1) 総務省による三層のセキュリティ対策以降に起きたインシデントについて (2) LGWAN接続系とインターネット接続系の分割と連携について (3) 情報セキュリティ体制全般、インシデント即応体制について (4) 情報機器の廃棄状況について
2	笠利毅 (5)	1. 熱中症対策について エアコンの活用を前提にしなければ生きのびられないような夏が毎年続いている。 一般家庭、世帯でのエアコン設置や使用を補助できないか、高齢者世帯、低所得者を念頭にその可能性を伺う。 2. 公園内の私物保管について 公園内の私物保管について、明確な回答を求めるとともに、3月に改正された太宰府市公園条例の運用について伺う。
3	入江寿 (7)	1. 登下校時の子どもの安全対策（防犯対策）について 5点伺う。 (1) 地域における連携の強化について (2) 合同点検及び危険個所の共有と環境整備・改善について (3) 不審者情報の共有及び迅速な対応について (4) 多様な担い手による見守りの活性化取り組みについて (5) 防犯教室の充実について

追加日程第1 議案訂正の件

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番 柳原 莊一郎 議員

2番 宮原 伸一 議員

3番 舩越 隆之 議員

4番 徳永 洋介 議員

5番 笠利 毅 議員

6番 堺 剛 議員

7番 入江 寿 議員
9番 小 嶋 真由美 議員
11番 原 田 久美子 議員
13番 長谷川 公 成 議員
15番 門 田 直 樹 議員
17番 村 山 弘 行 議員

8番 木 村 彰 人 議員
10番 上 疆 議員
12番 神 武 綾 議員
14番 藤 井 雅 之 議員
16番 橋 本 健 議員
18番 陶 山 良 尚 議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長 楠 田 大 蔵
教 育 長 樋 田 京 子
総務部理事 五 味 俊太郎
健康福祉部長 友 田 浩
教 育 部 長 菊 武 良 一
文書情報課長 山 口 辰 男
生活支援課長 藤 井 泰 人
都市計画課長 竹 崎 雄一郎
学校教育課長 鳥 飼 太

副 市 長 清 水 圭 輔
総 務 部 長 山 浦 剛 志
都市整備部長 高 原 清
健康福祉部理事
兼高齢者支援課長
兼包括支援センター所長 田 中 縁
教 育 部 理 事 堀 浩 二
防災安全課長 白 石 忠
元気づくり課長 安 西 美 香
建 設 課 長 中 山 和 彦
スポーツ課長 轟 貴 之

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 阿 部 宏 亮
書 記 齊 藤 正 弘
書 記 平 田 良 富

議 事 課 長 花 田 善 祐
書 記 岡 本 和 大

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

ここで議員8名退場のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時00分

○議長（陶山良尚議員） それでは、議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（陶山良尚議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

15番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔15番 門田直樹議員 登壇〕

○15番（門田直樹議員） おはようございます。

通告に従い質問します。

昨今、国や企業へのサイバー攻撃あるいは職員や関係者による情報の漏えい等は枚挙にいとまがありません。本市においては、国の指針に基づき慎重かつ周到な対策が実施されていることと思料いたしますが、様々なテクノロジーの組合せや運用規定等は各自治体の判断に委ねられており、また情報セキュリティはIT施策の中でも特に重要なものであると考えますので、本市の状況を伺います。

まず、2015年に総務省の自治体情報セキュリティ対策検討チームが、新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化に向けてとして三層の構えを提示いたしました。この三層の対策以降に本市で起きたインシデントについて、件数と概要をお聞かせください。

LGWAN接続系とインターネット接続系は分割されていますが、同時に連携も必要です。本市の取組の概要と無害化について伺います。

また、LGWAN接続系及びマイナンバー利用事務系ネットワークに接続できる端末について、入室、操作の制限や認証状況を伺います。

次に、環境やルールを整えても、機器の障害や人為ミスあるいは故意による操作など、インシデント発生は様々考えられます。その中で情報セキュリティ体制全般において特に力を入れておられること、また重要なインシデントへの即応体制について伺います。

最後に、情報機器の廃棄状況について伺います。

昨年12月に神奈川県行政文書を記録したハードディスクがインターネットオークションに流出しました。ハードディスクには個人名や住所が記された納税記録などが残されたままで、情報管理の在り方が問われることになりました。国の地方自治体向け情報セキュリティ運用指針も改定されるようですが、本市における端末や外部記憶装置など、廃棄の状況を伺います。

以上、再質問は発言席で行います。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） おはようございます。

情報セキュリティ対策につきましてご回答いたします。

まず、1項目めの総務省による三層のセキュリティ対策以降に起きたインシデントについてですが、本市では平成29年度に1件、平成30年度に1件、令和2年度に1件起きております。

平成29年度の1件は、個人市県民税特別徴収税額決定通知におきまして、特別徴収を行うべき事業所以外の事業所に送付する誤りがございまして、個人情報漏えいしたものでございます。これは、情報をシステムへ登録する際に、本来の特別徴収事業者以外に結びついた誤り及び内部事務におけるその後のチェック体制の不全によるものでございます。

平成30年度の1件は、固定資産税・都市計画税の課税誤りで、電算システムへの入力ミス及び内部事務におけるチェック体制の不全によるものでございます。

令和2年度の1件は、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策の一つ、特別定額給付金の給付決定通知におきまして、宛名の方と別人の口座情報を誤って記載し、発送したものでございます。これは、内部事務におけるチェック体制の不全によるものでございます。

平成29年度、平成30年度のインシデントを受けまして、再発防止に努めてきたところでございますが、今年度再度インシデントを起こしてしまったことを深く反省し、再発防止、インシデント防止対策の徹底に努めてまいります。

次に、2項目めのL G W A N接続系とインターネット接続系の分割と連携についてですが、現在はマイナンバー利用事務系をネットワークから分離するとともに、L G W A N接続系とインターネット接続系に分割して運用しております。

無害化についてでございますが、必ず無害化サーバーを通るように設定をしております、無害化できないデータは開封ができないようにしております。また、外部記憶装置からデータの取り込みが必要な際は、情報主管課——うちでいえば文書情報課でございますが——に備えました機器でウイルスチェックを必ず実施することとしております。

入室、操作の制限や認証状況についてでございますが、電算室への入室は事前に登録された特定の者のみ入室を許可しております。入室の際の認証方法は、パスワード入力及び静脈認証の2要素認証としております。

また、アクセスできるシステム等に管理者側で制限をかけ、操作の制限を行っております。

認証につきましては、L G W A N 接続系は I C カード及び I D とパスワードの入力、マイナンバー利用事務系のシンクライアント端末も同様に I C カード及び I D とパスワードの入力、窓口端末においては静脈認証及び I D とパスワードの入力としており、それぞれ 2 要素認証としています。

次に、3 項目めの情報セキュリティー体制全般、インシデント即応体制についてでございますが、体制全般につきましては情報端末を操作する職員に毎年 J - L I S によるセキュリティー e - ラーニング受講を義務づけております。さらに、昨年度より全職員に対して文書情報課が研修を行いまして、それぞれの立場における情報セキュリティーポリシーに係るリテラシーの向上を図っております。

また、国の外部機関が開催します実践的セキュリティー研修に昨年度より文書情報課職員が参加をし、セキュリティー対策の重要性を学んでおります。

即応体制につきましては、不審な通信等を検知した場合、管理者においてログを追跡し、原因となった端末を隔離し、全サーバーのスキャンを行うこととしております。あわせて、第一報を統括情報セキュリティー責任者、最高情報統括責任者まで行うこととしております。並行して原因究明、対策、復旧を行う手順としております。

次に、4 項目めの情報機器の廃棄状況でございますが、本市では、廃棄機器については職員立会いの下、物理的破壊を行い、廃棄証明書の提出を義務づけております。また、リースが終了した機器については、データの消去に係る証明書の提出を義務づけております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 15 番門田直樹議員。

○15 番（門田直樹議員） ありがとうございます。まず最初に、今お答えいただいた中で文書情報課という名称が出てきましたが、情報管理課という課はないですね。ちょっと確認。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 情報管理課というものではございませんが、文書情報課のほうでそういった情報管理を一元的にやっております。

○議長（陶山良尚議員） 15 番門田直樹議員。

○15 番（門田直樹議員） そういうふうなことでございますが、最後のほうにいろいろ考えもあるのでお聞きしたいと思います。

まず、今回の質問の趣旨でございますけれども、ご案内のとおり、昔の年金問題、漏えいがあった大変な問題になりまして、その後国がいろいろな対策を取って、そしてまた地方にもそういうなものを提示してきたということで、2015 年ぐらいからありまして、おおむね各自治体の対策、対応が終わったのが 2 年後ぐらいではなからうかということでございますけれども、こういった三層の対策とか構えとかいわれるところで、基本は分離です、分離して、データのセキュリティーを高めるということでございますけれども、同時にこういうふうなインシデント数が大幅に減った反面、ユーザビリティといいますか、使い勝手が悪くなるということが発

生しておるところも事実でございます。今日セキュリティーということで、電算処理的なセキュリティーもですけれども、全般的な利活用とセキュリティーの、実は相反するところではございますけれども、どういった工夫をされているかお聞きしたいと思って質問をしております。

ところで、そのインシデントですけど、あんまり使わない言葉ですけども、言うてみたらアクシデントの一步手前みたいな、事件とか案件に対する事案ぐらいの感じだろうかと思うてはおります。ところが、今ご説明いただいた中で3点ほど上がったのはどちらかというと事件に近いぐらいの感じではあるけれども、ただ私が今日質問と申しますか考えているところの本論からいくと、どちらかというとこれはマンパワー的なところのミスではあると思うんですね。ですから、もう一つセキュリティーを広い意味でいくなら、活用とセキュリティーというものを一体的に考えるならば、その辺の人的な、もちろん力量を上げることも大事ですけども、一定のルール、責任とかをきちんとやるのが大事ということもちょっと後ほど申します。

ということで、2点目の本市の取組と概要、無害化につきまして、ここでよく出てくる自治体情報のセキュリティークラウドについて、一般的な分離、分割の図でいきますと、LGWANとインターネット接続系をひっくめて自治体広域LAN、2点、ワイドエリアも、ワイドというのは県を単位としているのか、そしてそこにサーバーがあって、情報を一括してまずは第1段階のセキュリティーを担っているのか、このセキュリティークラウドの機能を簡単に説明できればお願いします。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） まず申し上げたいのが、本市におきましてはまだクラウドの考え方は導入をしておりません。全部電算室のほうにサーバーを置きまして、端末についてはシンクライアント端末をつけておりますので、そこでそのサーバーの中で仮想化をいたしまして活用しております。その過程の中で、外からの情報については無害化サーバーを通しまして、そして先ほど申し上げましたような制限をしております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 分かりました。進みます。

入室とか操作の制限、管理についてでございますけれども、複数の要素の認証をされてあると、まず入室に関しましてですね。それから、カード、ID、パスワードと一般的な方法ではございますけれどもされてあって、そのことによる壁を破るような侵入とか不正な操作というのはなかったわけですね。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） これまでにそういった事案等はございませんでした。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員）　ところで、最後のほうでインシデント発生後、重要な場合ログの解析等を行うということですが、日常的にログに関しましてどれぐらい保管されるのか、保管と管理、解析が非常に重要になると。もし不正な操作等が、オペレーション等があった場合にはログが頼りですから、そういったものの管理についてどのようになっているかお聞かせください。

○議長（陶山良尚議員）　総務部長。

○総務部長（山浦剛志）　もし異常があった場合には、サーバー側から文書情報課のほうに通知が自動的に来るようになっております。それと、ログにつきましては半年間保管をするようになっております。

○議長（陶山良尚議員）　15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員）　半年はちょっと短いような気がしますね。別に場所を取るものじゃないですから、公文書は5年とか縛りがあるけれども、これは何年取ってもそう場所を取りませんので、お考えください。

そこで、こういうふうな入室、操作に関しまして、機器類、こういうふうなスマホであるとか、議会はスマホ、タブレットは持ち込むということで決定しておるわけですが、機械室にそういうものを持ち込むのはどうなのでしょう。

○議長（陶山良尚議員）　総務部長。

○総務部長（山浦剛志）　今のところまだ制限等はしておりません。

○議長（陶山良尚議員）　15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員）　というのは、機械を操作して例えば最初の画面コピーを取ってファイルにしてどっかに送るとか、いろいろやれると思うんですよ。しかし、それはいろいろなところでブロックしておられると思うけれども、直接にモニターを撮影して、動画を撮ってどっかに送ったり保存したりすれば、それはすぐにデータ化できますので、結局は人間ですよ。金庫番が泥棒し出したらもうどうにもならんのもと同じですよ。ですから、その辺は現在、重篤な、重たい問題は起きてないけれども、いわゆる性善説じゃないところも考えて対応していただきたいと思います。

その次の、特に力を入れていることで、いろいろとご説明いただきましたけれども、先ほどありました担当課としましては文書情報課になっておられるということで、ただ文書情報課は通常業務がたくさんあるというふうに理解しております。このIT、ICT関連というのは予算だけでも大変なもので、一課として兼務しながらやるのは大変だなというふうに考えておるところですが、いわゆる全体的なマニュアル、単なる指針等ではなくて、このときにはこうするという操作マニュアルであるとか運用マニュアルであるとか、そういうものはあるのか、その検証とか作成検証等はやはり文書情報課が当たるのか、その辺聞かせてください。

○議長（陶山良尚議員）　総務部長。

○総務部長（山浦剛志）　セキュリティーポリシーというものは作っておりまして、その中で職員

等は動いております。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 判断に困るようなことがあると思うんですね。もう順番があれですけども、先ほど幾つかミスっていいいますか例がありましたけれども、要は幾ら分離、分断しとっても、やはりファイルを企業と同じようにそれぞれの業務に有効なようにデータを加工するはずなんです。その加工の過程で、当然やや詳しい職員さんが当たられると思う。周りが差ができてあまり分からんで、それを特に所管する機能もなかったら、どうしても人間ですから、これはミスが起きて当たり前と思います。必ず起きる。100回あって大丈夫でも、101回目に起きるかもしれない、大変なミスが。これは人間がやる以上必ず起きるのだから、それらを防止し、あるいは見つけるためにプログラムの、システムのチェック、あり得ないデータの組合せとかそういうふうなものやったり、あるいはマンパワーを、一番簡単ですけども、人間がもう一人いて見ると、チェックすると、そんなふうなルール作りというのは非常に大事であって、またそれを所管するところも大事でありますので、その辺はもう少し整備されたほうがよろしいかと考えますので、参考までにお願いします。

そこで、もう最後のほうになりますが、情報機器の廃棄状況ですけども、ちょっと前の新聞ですが、これは神奈川県やったですかね、大変なことになっているんですね。ハードディスクを何台も持ち出してオークションにかけて小遣い稼ぎをしとったみたいですが、もしこれを文書にしたら10tトラック何十台というぐらいのデータになると思います。図書館幾つ分の感じだと思います。公開されているのを見ると大したことないように書いてありますが、それはデータをきっちり解析してないからだと思うんですね。ここに書いてあるのは税情報であるとか幾つかのことを書いてありますが、これはもう大変なことなんですよ。

そこで、運用指針の改定としまして、マイナンバーの記録を含む情報機器は破壊して——物理的な破壊ですね——で処分、それからマイナンバー以外の非公開情報では強力な磁気を当てて使えなくすることも認めるとしていますが、本市ではこの部分も物理的破壊で、破碎したり穴開けたりしてあるんですかね、ちょっと確認します。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 議員が先ほどおっしゃられました神奈川県の事故、事件と申したほうがいいですかね、それ以前から本市におきましては全て物理的破壊と、もうそれが当然というふうな認識で、私もちょっと気になって、報道された後すぐ聞きに行ったんですけども、確認に行ったんですが、何事というふうな形で、職員の中ではもう物理的破壊が当然だというふうな認識でおりましたので、その辺は大丈夫でございます。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） そのようにしていただくことと、それと先ほどのご回答の中で、一部は業者に持ち帰らせてちゃんと証明書を出すというところが若干心配ですが、大丈夫ですかね、もう一回。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 全て職員立会いの下でやるということにうちのほうはしておりますので大丈夫です。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 分かりました。やはり疑って、手間はかかるけれども、そこまでやるべきかと考えております。結局機械とシステムの問題ですね、ハードとソフト、それとやっぱり人間なんですよね。先ほど言いましたけれども、人間がその気になれば何でもできるということで、もう一つはそういうものを抑えるには法律と同じ罰則、やはり罰も必要ということで、私の今手元にあるのはちょっと古い、平成18年の分ですが、本市の懲戒に関する処分の指針があるんですが、ちょっとこれ写りが悪いんですが、様々なことありますよね。一般的な刑事に当たるようなものから公務に当たるものまで様々書いてありまして、その中で横領とかはもう懲戒免職というふうなことに続いて、最後のほうにコンピューターに関する情報のことがあるんですよね。ちょっとその文章が今手元にないんですが、たしかコンピューターを操作してそういうふうな不正な情報の取得であるとか、これこれを行ったときには懲戒をするという内容だったと思いますが、先ほど言ったようにコンピューターを使わないでもいろいろなことができる、直接使わないでもいろいろなことが考えられるんですが、もう少しITに関して、ICTに関して、この倫理の指針というのは、倫理といいますか懲戒の指針というものを考えていくようなお考えはありますか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） もちろんICTにかかわらずでございますが、我々地方公務員には地方公務員法なりで守秘義務というのがございます。そのこと自体に抵触をするということになりますので、情報漏えいというものについては対象にはなるというふうに考えております。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） そのような理解をしとります。公務員倫理というのは一般よりもさらに高いものが求められるし、また定義に関しては暗に定義、あるいは明に定義というものがあります。結局はそこに落ち着いて、網を逃れることはできないと思うんですけども、しかし明に示すことによってその覚悟と意志を表すことはできるかもしれません。今すぐではなくて、将来的にまた考えるときがあったら参考にしてください。

最後に、もう時間もあれですが、ICTに関して、結局のところそういうふうな場所、今は文書情報課が大変いろいろある中で担っておられると。ある意味、例えば都市整備部に建設課があって、いろいろ道路、橋梁、それから建物、そういうものを目視して、これはこうこうだと判断ができる方がたくさんおられるわけですよね。予算から何からきっちり見ていけると。しかしながら、このICTに関してはなかなか目に見えづらい、分からない、業者しか分からないようなところがあります。随分以前ですけども、1円入札というのがあった。数億円かかるものを1円で、なぜ1円でいいかという、その後には幾らでももうかるからですよ。そう

いうふうなものを是正していいほうに持っていく、全ていかんとは言いませんけれども、そういう力量というか、職員とその体制というものも大事だということを昔から繰り返して申しておるんですけれども、今後ともセキュリティー、またその活用、言いました、本当はもう少し聞きたいのは、分離と分割とかその辺のすみ分け、いかに分離、分割の中で既存データを有効に活用するか、そのルールとセキュリティーということも聞きたいんですが、時間も来ましたので、今後ともそういうふうな組織と人間と両方で取り組んでください。

終わります。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

ここで議員、執行部入替えのため休憩いたします。

休憩 午前10時26分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時28分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番笠利毅議員の一般質問を許可します。

〔5番 笠利毅議員 登壇〕

○5番（笠利 毅議員） 通告に従い質問させていただきます。

1件目、熱中症対策について。

毎年繰り返すようになった猛烈な暑さの中、高齢者の熱中症が心配です。また、低収入ゆえのエアコン未設置、不使用も気がかりです。エアコンを設置し使用するための補助、支援が必要と考え質問します。

直接の支援として、1つ、エアコンの設置経費の補助、2つ、エアコン使用の電気代の補助、また言わば間接的な支援として、3つ、見守りや地域協力の強化、4つ、公民館など身近な場所でのクールシェアが必要であると考えますが、市の見解を伺います。

2件目、公園内の私物保管について。

市が設置する公園の中に私物を保管することはできるのか、できないのか、市の理解を伺います。できる場合があるのなら、要件を教えてください。

また、3月に改正された太宰府市公園条例により、公園施設は第三者が設置、管理することも可能となりました。条例改正後に許可や設置申請がされた事例はあるかを伺います。

再質問はこの席で行います。

○議長（陶山良尚議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（友田 浩） おはようございます。

1件目の熱中症対策についてご回答いたします。

梅雨明けとともに、連日熱中症のニュースが報道されておりますが、高齢者の方は加齢とともに暑さや水分不足などを感じる身体の反応が低下するため、喉の渇きを感じにくくなりまして、水分を小まめにとらないことなどから、熱中症を発症する方が多くなっております。

本市の熱中症への対策としましては、公共施設等での注意喚起ポスターの掲示でありますとか、市のホームページでも熱中症予防について掲載いたしまして、厚生労働省や環境省の熱中症予防サイトへリンクするように注意喚起をしております。また、地域からのご要望に応じまして保健師が公民館等で健康教育を実施し、随時保健センターにて電話相談にも応じております。

また、高齢者の方々には介護予防教室や窓口でパンフレットを配付するなどにより周知を図りますとともに、地域包括支援センターのケアマネジャーが訪問時に熱中症対策の注意喚起を行い、日常の電話の中でも常に体調について聞き取りを行っております。

これらの対策を毎年継続いたしまして、市民の皆様へ新しい情報を提供しつつ周知を図っていききたいというふうに考えております。

さて、議員ご質問の1点目、高齢者や低所得者世帯に対するエアコンの設置経費の独自補助につきましましては、現時点で筑紫地区各市でも特に検討されているところはないというふうに承知をしております。しかしながら、全国的には関東地区などで事例があるようでございます。

次に、2点目のエアコン使用の電気代の補助についてでございますが、九州電力株式会社様では熱中症予防プランとして75歳以上の高齢者がおられる世帯の電気料金を割引する制度があるようでございます。

なお、生活保護世帯におきましては、平成30年度から高齢者、障がい者など熱中症予防が特に必要とされる方がおられる場合でありまして、保護の開始時におきまして最低生活に必要な冷房器具の持ち合わせがない場合などは基準額の範囲内で保護費に設定できるようになっております。

また、低所得世帯におきましては、社会福祉協議会が実施されております貸付制度の利用が可能となっております。

このような状況から、国や民間の動向も注視しながら、今後補助の可能性も含めて調査していきたいと考えております。

次に、3点目の見守りや地域協力の強化につきましましては、先ほど述べました訪問相談でありますとか電話相談などのほか、生活保護のケースワーカーの訪問等の機会に加えまして、自治会、民生委員、福祉委員の皆さんのご協力を得ながら、見守りや声かけに努めていただいております。また、市では、郵便局や新聞販売店、電気・ガス事業者など各家庭を訪問する機会の多い事業者と高齢者等に関する見守り協定を締結をしております。

次に、4点目の公民館など身近な場所でのクールシェアにつきましましては、高齢者の健康問題は地域にとっての課題でもありますので、地域の協力を視野に入れて可能性も含めて今後調査していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 次に、2件目の公園内の私物保管について明確な回答を求めるとと

もに、3月に改正された太宰府市公園条例の運用について伺うについてご回答を申し上げます。

まず、公園内の私物保管についてでございますが、国の都市公園法運用指針では、都市公園法第5条の許可を受ける者については法律上特段の限定はなく、私人、民間事業者、地方公共団体、公益法人、NPO法人、中間法人等を広く対象としているとあります。このことから、都市公園の機能の増進に資する目的や性格等であるものと市が判断したものであれば可能であると考えます。

また、3月に改正いたしました太宰府市公園条例の制定後に許可や申請がなされた事例はあらかとご質問であります。現時点におきましては事例はございません。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） どうもありがとうございます。

まず1件目から。既に一定程度の調査をしていただいた上でのご回答ですので、ぜひ調査に加えて検討までしていただきたいと思っております。この質問の意図を言っておけば、3点目が実効性を持つためには実際に使えるエアコンを持つことが必要ですけれども、1点目、2点目はそのための提案です。家にエアコンがあっても、それでも家ではつけにくいという方には外で涼しく楽しく過ごしてもらいたいということで4点目を提案しています。質問趣旨としてはそういうことなんですが、せっかくです。市内の状況を3つだけ伺っておきます。

市内での熱中症の発生状況をお手持ちの資料で教えてください。

また、亡くなられた方は今までいらっしゃるのでしょうか。

市としてその現状あるいは今までの推移を憂慮すべきものと受け止めているのでしょうか。

3つお願いいたします。

○議長（陶山良尚議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（友田 浩） 熱中症の発生件数の実態というところでございますが、これは消防署に確認をしないと分かりませんので、筑紫野太宰府消防本部に救急搬送件数について確認をさせていただきましたところ、平成30年度、これ年度間で95件、平成31年度、令和元年度でございますが78件、令和2年度につきましては8月23日現在で集計をいただいたところでございまして56件ということでございます。なお、年齢区分別の数字で分析をいたしますと、60代以上が約6割を占めておりまして、高齢者の発症率が高いというふうには本市においては傾向がございまして。

次に、死亡率ということでございますが、本市個別の実態というのはなかなか把握ができておりません。ただ、国の人口動態統計によりますと、平成30年度の熱中症による死亡者は1,581人、うち65歳以上の高齢者は1,288人ということで、率にして81.5%という高い数字が出ておりますので、やはり市としては高齢者の熱中症については注意が必要かというふうな認識でございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） ありがとうございます。

熱中症の統計は、今のお話にもありましたように、消防庁であるとかあるいは環境省、厚生労働省などで出しています。共通して指摘している点は、住居での高齢者の発症及び死亡がとでも多いと。あわせて、乳幼児の発症も多いので、周囲の注意が重要だともどの統計でも共通して指摘しています。国からは学校や職場への啓発も盛んに行われていますけれども、高齢者や乳幼児はその枠の外にいますので、それで周囲の注意が必要ということになると思います。ここは国などではなく地方自治体こそが力を入れるべき部分であると考えています。それについて市長の見解を伺う予定でしたが、実質的にその回答になるものを後で用意しておきましたので、ちょっと飛ばさせていただきたいと思います。予定時間が来ていますので。

なお、コロナ禍にしてもそうですが、肉体的、経済的あるいは社会的に弱い立場にいる人に、職場や学校に通うことのない孤立しがちな人のほうに環境の変化は強く作用することが多いと思いますので、そこにしっかり目を向ける市政であってほしいと私のほうから述べて、1件目は終わりたいと思います。

続けて2件目のほうですけれども、法律上特段の限定がないということだったので、本市自身の判断をお聞きすることができるのでむしろ話のはっきりしてよかったと思います。私物というものの範囲を限定して聞き直すことにしたいと思います。

都市公園法は、占有や施設設置を許可し得るものというものを限定的に規定しています。ここに市の裁量の余地はないと考えられるので、これらについてはこの先の議論から外します。そこで、私物あるいは私有物というものを市の財産ではないもの、当たり前ですね、であって、加えて一般公衆、市民向けのものではないと狭く理解した上で改めてお聞きします。今言ったような意味で公園に私物を置くこと、保管することはできるのでしょうか、できるのであれば要件をお願いいたします。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 今のご質問でございますが、私物の定義がどのようなものかということにもよりますが、都市公園法の第5条によりまして公園の機能増進に資するものと認められるものにつきましては、公園施設は管理者の許可の下、設置が認められているというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 許可の下ということでしたので、許可は必須だということになろうかと思えます。また、都市公園法の趣旨に従えば、私がさっき言いましたけれども、一般公衆向けのものでないものというものは除外されるはずであります。ですから、限定的に規定しているという形になっているはずで。

以下、幾つかイエス、ノーで答えられる形で質問をしていきたいと思えます。

3月に行われた太宰府市公園条例の改正ですけれども、そのときの説明では自治会やスポーツ団体の倉庫が市内に多くありますけれども、占用許可は出せないの、公園施設として申請してもらい、設置内容など、設置目的など、内容を精査した上で対応していきたいと、そういう話でした。内容を精査するという事なので、現状を追認して無条件に許可するわけではないと理解しています。

そこで、初めに法の確認をしたいと思います。

都市公園法第40条には、公園施設設置や占有に関して罰則があります。括弧内は不要ですので、項の条文を読んでいただけないかとお願いしたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 都市公園法の第40条でございます。「次の各号のいずれかに該当するものは、六月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。第1項、第5条第1項の規定に違反して公園施設を設け、又は管理した者。第2項、第6条第1項又は第3項の規定に違反して都市公園を占用した者」。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） つまり、許可なしで公園施設を設置や管理した者あるいは公園を占用した者には罰則があるということですね。確認です。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） こちらにつきましては、公園と全く関係のないような私有物、こういったものにつきましては当然ながら公園管理者としては撤去等の指導を行うということになります。それでも撤去をされない場合など悪質な場合は違反、罰則、こちらの規定に該当するものと考えております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 公園に密接に、密接にとは言われませんでしたかね、関係するものというように限定が入ってございましたけれども、そのことはいずれ議論の対象になる部分かと思えます。

続けて質問します。

事実の把握に関する質問です。

3月の建設経済常任委員会では、体育用具ないしは備品を入れているものを3か所確認しているということでしたけれども——議事録によっています——これら体育用具倉庫に話を限定して4点お尋ねします。

物置それぞれの所有者を市は把握しているのでしょうか。

また、それらの物置は私有物なのでしょうか。

さらに、中に保管されているものは私有物なのでしょうか。

物置とその中身は今現在許可を得て置かれているものでしょうか。許可があるのであれば、それは書面によるものなのでしょうか。

4つお答えいただきたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） そちらの3か所のものにつきましては、地域の方々が利用されている運動用具というふうに私ども認識をしております。また、許可につきましては、一部ですけれども、書面等での許可を出しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 一部ということであるならば、許可がないものがあるということですね。

続けてですけれども、6月の門田議員の一般質問への文書回答で、策定中の倉庫等の設置に関する要綱、要領といったものがあるというふうな回答があったと思います。それに合致するものは許可していきたいという回答でしたけれども、この要綱、要領について質問します。

さきに言及した3か所の物置ですけれども、この策定中の要綱、要領、その適応対象として想定しているのでしょうか。

また、都市公園法が罰則対象とするような物件が市の要綱、要領によって設置許可がなされるということはあるのでしょうか。

さらに続けて聞きますね。

何らかの事情で市が譲り受けることになった倉庫の鍵といったようなものを、管理に必要なものだから何うわけなんですけれども、公園を私的に利用するようなものに管理させるということは考えられるのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 先ほどの3か所の物置ということで、要領、要綱等の適応対象となっているのかということですが、まずこの法の趣旨、こちらを逸脱して条例や規則、それから先ほど言っておりました要綱、要領、こういったものを策定することはできません。当然ながらこれはできません。したがって、この法の趣旨に基づきまして、その規定、対象と、それに基づいての許可ということになるかと思えます。よって、この3か所の物置につきましても、適応対象ということで想定をしております。考えております。

また、鍵の件でございますが、こちらについては当然ながら管理者が管理をしていくというのはそれは当然でございますが、管理上必要に応じて預けるということも一時あるかというふうに想定はしております。ケース・バイ・ケースではないかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） ありがとうございます。

鍵についていえば、一時ならあり得るというような理解に取りあえずしておきますね。

また、最初の部分ですけれども、要綱、要領の適応対象と考えているということでしたけれども、いずれにしても都市公園法の制約は受けているというふうなご回答であったと理解したいと思います。詳しくそれらのことをこの時点で突っ込むことはちょっと時間的に厳しいので、続きに行きます。

それから、3月末に公表された監査による指摘に対する措置状況の報告についてお伺いします。

現在倉庫等を置いている関係者との撤去に向けての説明会、これが平行線で終わっているとスポーツ課が監査に対して報告しています、昨年12月だったと思いますが。

2つ伺います。

平行線の意味ですが、市は物置の撤去を促しているけれども設置者は撤去はできないと言っているという意味合いなのでしょうか。

それともう一点、協議が続けられているわけですけれども、関係者が協議をして出す結論が都市公園法に違反してまで占有や公園施設の設置、管理を認めるということは、確認ですけれども、ありませんね。つまり、協議が法律を上書きするようなことはあり得ませんよねという質問です。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ちょっと部長が遠慮して言うておりませんが、この点の通告が直前でありましたので、私ども三役と部長のすり合わせも十分にできませんでしたので、私のほうからあえて答えさせていただきます。

そうした中で、先ほど来、部長がお答えしてまいりましたけれども、ちょっと長くなりますが、これまでこうした条例もなく、また要領、要綱なども十分ではなかった中で、長い歴史の中でこれまで公園の使い方なり団体に対する公園施設での倉庫の設置なりを認めてきてしまっていたということは厳しく反省しなければいけないと私は思っておりまして、そうした中で条例の制定、また要綱、要領の制定などを行っている最中でありまして、さらには、これまでの長い歴史の中でいろいろな団体の方との信頼関係といいますか、そうした方々に公園の使い方をむしろ協力をお願いしてきた、そうしたこともあるわけでありまして、そうした団体の方々とも丁寧な今後の在り方を、合意を取り付けていかなければならないと。そうしたことを。新型コロナウイルスの影響もありましたので、少し中断もありましたので、今一生懸命担当を挙げてやっているところであります。

そうした中で、いわゆる平行線というのは、その当時の時点では撤去を促すということ呼びかけたこともありましたが、その後条例が制定をされた中で、撤去というよりはしっかりと適正なものは許可をしていこうと、適正でなければどのような形で扱い方を決めていくのいいのかということをお我々も、相手方もございますので、全て市民の方でありますので、そうし

た方々と丁寧に議論をしながら行っているということでもあります。もちろん協議が法を上書きするというか、法に反して取決めをしていくということは当然許されることではありませんので、法に沿った形でそうしたことをまとめていきたいと思っています。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） ありがとうございます。

ちゃんと後でもう一回市長には聞く予定でいます。それにふさわしい内容の答えであったかと思うので。

ここまで基本的には高原部長にはイエス、ノーで答えていただけるような範囲で質問してきたはずなんですけれども、もしそれがある程度予想どおりの答えであるならば、こういう推論が成り立ったはずなんです。大前提として私物使用、私有物は公園には保管できない、小前提として体育用品を入れてある物置は、一般的に言えばということでしょうけれども、私有物であると、三段論法を使えばこれらの物置は公園には置けないという形になるはずなんです。実際、答弁がそのとおりになるかどうかはちょっと今の時点ではこちらも精査する余裕がありませんので、後で考え直したいと思います。

言いたかったことは、法令を正しく、良識を持って解釈し、運用していただければそれでいいということに尽きる、質問の趣旨としてはそういうことです。それらについては、市としても法令は守るし、尊重するし、またその都度適切に判断したいというような表現もありましたので、それをきちんとやれるかどうかということを見守っているということだと考えていただきたいと思います。

5分あればお答えいただけると思うので、あと一つずつ、ここからが私の個人的な、一般質問的なところはここから入るんですけれども、歴史スポーツ公園をめぐる問題のうちで私自身が最も問題だと考えていることは、先ほど市長が当事者の方々も市民だということを言いましたけれども、私はその他大勢、こちらを問題にしています。現実にはその他大勢を排除する方向で物事が進んできた点、これに尽きます。その他大勢というものは結局のところ市民全般、誰になるか分からないということですから。きつい言葉を使えば、特権を持つ者による差別というものが構造化されてきたと言っていると思っています。日曜日には公園で遊べないと、ソフトボールに安全対策を重ねたのにサッカーは禁止になってしまったとか、物置の問題も同じ根っこを持っていると思いますし、事によると台帳の問題も関わっていると思います。しかも、これらについて脱法的な手法が繰り返されてきたのではないかと強く疑っています。望ましい状況ではないという認識なんですけれども、質問を先に教育長宛てと市長宛てと続けて言いますけれども、教育長については、このような状況が公園を利用する全ての青少年の健全な育成を、私はこれを阻むと考えていますけれども、市の教育の責任者としての見解をお尋ねしたい。それが一つ。

市長については、私は市の大人全員の責任で真つ当な状況をつくる必要があると考えていま

す。東京大学の名誉教授でローマ法を専攻された方で、木庭顕さんかな、という方が中学生相手に法律の授業をしたものが本になっていて、こういうことを述べられています。つるんでい
るやつら、あるいはぐるになっているやつら、これから見捨てられた1人を守るのが法であり
政治であると、私はそのとおりだと思っているんですけども、先ほど協議のことを言いまし
たけれども、法令よりも協議が優先されることで行政がぐるになっている仲間ではないかと疑
われることを強く心配しております。見捨てられた1人と木庭先生が言われていることはその
他大勢の市民であると私は思います。そこで市長には、果たして政治はその他大勢を救うべき
なのか、市長の見解を伺いたしたいと思います。あと2分ですので、よろしくお願いします。

○議長（陶山良尚議員） 教育長。

○教育長（樋田京子） 今のご質問はいわゆる歴史スポーツ公園の使い方等々、指導の統一につい
て子どもの健全育成とどういう関連があるかというようなことで捉えてよろしいんでしょう
か。

私自身は、歴史スポーツ公園につきましては子どもたちの、いわゆるスポーツを通して心身
の健全な育成を育む場であるというふうに捉えておりますし、当然大人は子どもの見本である
べきだと思いますし、そういう意味では指導者の方というのは一番身近な大人でありますの
で、いい見本を示していただきたいというのは基本的にそういう考えを持っております。そう
いう意味も含めまして、歴史スポーツ公園でのスポーツ活動につきましては子どもたちの健全
育成に資するものであると、そういうふう願っているところでございます。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 時間が限られてますんで、30秒ぐらい残せばいいですか。

あくまで、今ご指摘がありましたように、私は市長としてそうした疑いを持たれないように
しっかりと適正に法に基づいて、様々な決まりに基づいて、困っている方を救えるような政治
行政を目指していきたいと常々思っておりますので、そうした今の気持ち、心持ちでありま
す。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） ありがとうございます。最後の質問については、教育長に対しても市長
に対しても、それぞれのお考えを伺うということですので、この場で反論する余裕もありませんし、そのつもりも最初からありません。重ねて言いますけれども、私は名もない人々が、子
どもかもしれませんけれども、その人たちのために、その人たちを救える、健全に育てる、育
つ、そういうような判断が常になされるということを願っているだけで述べて終わりたいと思
います。ありがとうございました。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員の一般質問は終わりました。

ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時10分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番入江寿議員の一般質問を許可します。

〔7番 入江寿議員 登壇〕

○7番（入江 寿議員） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告しておりました登下校時の子どもの防犯対策につきまして一般質問をさせていただきます。

質問する前に一言申し上げます。

本年は新型コロナウイルス感染拡大が世界中で広がり、猛威を振るっております。未曾有の出来事です。このような状況下の中で、コロナの治療に当たる医療関係者の皆様、行政機関の皆様など多くの皆様に対し、心より感謝申し上げます。また、尊敬申し上げます。この場をお借りしまして心よりお礼申し上げます。本当にありがとうございます。

しかしながら、行政は待ったなしで、新型コロナ対策のみに従事することはできず、通常の行政業務を滞りなく行い、市民の皆様へのサービス等を通じ安全・安心の生活の確保をすることも大事です。私は、平成29年第2回6月議会で、登下校時の安全対策について、子どもを交通事故から守るための安全・安心な通学路確保の観点から一般質問をしました。今回は登下校時の子どもを犯罪から守るための安全・安心な通学路の確保の観点から一般質問をします。

昨年5月に川崎市で起きた児童らに対する殺傷事件がありました。痛ましい事件で心が痛みます。警察庁は、13歳未満の子どもが通学路などで事件に巻き込まれた犯罪件数は2018年実績で573件、これは通学日の1日に3件発生していることになると発表されております。登下校時の子どもの防犯対策は私たち大人の責務です。従来、登下校時の子どもへの防犯対策は、地域の子どもの地域で守るとして防犯ボランティアの方々によって成り立ってきました。しかしながら、登下校時の子どもを見守っていただいた防犯ボランティアの方々の高齢化に伴い、活動が十分にできない状況に陥っています。この傾向は今後さらに厳しくなると容易に予測されます。

一方、児童の下校時間は、学童保育、クラブ活動により放課後の時間を学校で過ごす子どもが増加し、ばらつきが生じ見守りを難しくしております。また、少子化に伴い、自宅周辺で子どもが一人で歩く1人区間にも危険がついて回ることも見逃してはなりません。

政府は、平成30年新潟で起きた下校時の児童殺傷事件を受けて、平成30年6月22日の関係閣僚会議で「登下校防犯プラン」を取り決め、関係省庁が横断的に取り組み、総合的な防犯対策を強化しなければならないとしました。これにより、同年7月11日に文部科学省は各都道府県教育委員会に対して「登下校時における児童生徒等の安全確保について」、同年7月20日に警察庁は各都道府県警察庁に対して「通学路の防犯の観点による緊急合同点検の実施及び環境の整備・改善について」を通知しました。このような状況を踏まえ、太宰府市の取組についてお伺いいたします。

1点目、登下校時の子どもの防犯対策について、太宰府市での事業主体、会の名称をお伺い

いたします。あわせて、この会議等を通じ、地域における連携の強化をどのように図っておられるかお伺いいたします。

2点目、危険箇所の合同点検の実績についてお伺いします。あわせて、この合同点検結果などをどのように共有されているか、また環境整備や改善の取組についてお伺いいたします。

3点目、登下校時の子どもを犯罪から守るための一つの方策である不審者情報の共有及び迅速な対応をどのようにされているかお伺いいたします。近隣市町村との連携、学校関係者及び保護者の皆様への情報発信等に具体的にどう取り組まれているかご答弁をお願いいたします。

4点目、登下校時の子どもを犯罪から守るための一番大事な取組である見守り隊について、地域の子どもは地域で守るという防犯ボランティア活動に限界が生じている現状から、一部の人たちによる見守りではなく、多様な担い手による見守りを模索して活性化を図らなければなりません。その一つの太宰府市防犯ボランティアついで隊がございします。この実態、実績等についてお伺いいたします。このついで隊は、アイデアとしては評価しますが、腕章をして見守っておられる方を見たことはございしません。絵に描いた餅と言わざるを得ません。十分機能し、抑止力となる具体的対策を講じる必要があると思料します。この点についてもお伺いいたします。

5点目、登下校時の子どもを犯罪から守るためには、子ども自身が犯罪から身を守ることができるよう危険回避等の防犯教育への取組が重要です。繰り返し繰り返しの防犯教育が必要です。どのような防犯教育を実施されているかお伺いいたします。

以上5点につきましてお伺いします。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 登下校時の子どもの安全対策につきましてご回答申し上げます。

まず1項目め、地域における連携の強化につきましては、各小学校区の自治協議会において防犯防災部会が設立されており、地域の自主性を重んじ、各地域の方が主体となって登下校時の児童・生徒の見守りを行っていただいております。

太宰府市教育委員会といたしましては、各地域の防犯、防災活動をサポートするために防災安全課及び地域コミュニティ課と共に防犯防災部会の会議や様々な地域活動に参加もしくは援助を行い、連携強化を図っております。

次に2項目め、合同点検及び危険箇所の共有と環境整備・改善についてご回答申し上げます。

平成27年度から開催しております太宰府市通学路安全推進会議は、当初交通安全に係る危険箇所のみを対象として点検及び改善を目的に立ち上げましたが、平成30年5月に新潟市で発生した児童の殺害事件を契機に、通学路における交通安全に係る危険箇所と併せ、防犯の観点による危険箇所点検を新たにテーマとして加え、警察、道路管理者、PTA代表者、校長会会長などに参加いただきながら、会議と併せ危険箇所の合同点検を実施しているところでございます。

この会議で抽出された危険箇所については、筑紫野警察署の署員の方と共に現地点検を実施し、今後の見守りの強化について確認が行われました。

次に3項目め、不審者情報の共有及び迅速な対応についてご回答申し上げます。

不審者情報については、児童・生徒及びその保護者から学校に報告され、学校から教育委員会に報告されます。その後、防災安全課をはじめとする市の関係各課から関係機関に情報を提供するとともに、各学校や防災安全課から保護者の皆様や市民の皆様に対して安全安心メールを活用した情報提供と注意喚起を行っております。それに加え、昨年度より緊急を要するような不審者情報等については、筑紫野警察署から直接事案発生の際の近隣の学校や市役所に情報提供をいただくようになりました。これにより、より迅速な情報の共有と注意喚起が可能となりました。

また、近隣市町との連携につきましては、学校関係での不審者情報についての連携はございませんが、防犯担当部署の取組として、毎月筑紫地区安全安心まちづくり推進協議会が開催されており、筑紫地区5市の防犯担当者と併せ、春日警察署、筑紫野警察署からも担当者にご参加いただき、犯罪情報等の共有を行っているところでございます。

3項目めまでは以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 4項目めの多様な担い手による見守りの活性化の取組につきましては、私のほうからご回答を申し上げます。

平成17年度から、筑紫野・太宰府防犯協会と春日・大野城・那珂川防犯協会、筑紫野警察署・春日警察署、筑紫地区5市によりまして、地域のことは地域で守るという視点から、地域防犯活動の一つとしてついで隊の募集を行っておるところでございます。このついで隊につきましては、買物、ウォーキング、散歩、通勤、通学などの日常の生活行動の中で、専用の腕章を身につけ、防犯の視点を取り入れて行動しながら、地域の異変、異常、危険箇所気づき、それを防犯や交通安全等の活動に関わる人に伝えることで、犯罪を未然に防ぐための活動を行っております。現在、市内では募集開始以降1,316人がこのついで隊に登録をいただいております。

しかしながら、近年、安全・安心のまちづくりといたしまして主に自治会等で地域防犯、防災活動が盛り上がりを見せておりますことや、ついで隊の啓発不足も重なりまして、筑紫地区をはじめ、本市におきましても1年間の登録者数が減少傾向にございます。

本市といたしましては、多くの人に地域見守り活動や挨拶等の声かけ運動に参画していただくことが一番の犯罪防止につながると考えておりますことから、ついで隊の活動につきまして、小・中学校PTAなどをはじめ、地域防犯活動などの場において改めて周知を行いまして、登録者の増加を図り、安全・安心な町を目指してまいります。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 次に5項目め、防犯教育の充実についてご回答申し上げます。

各小学校では、登下校時やふだんの生活の中で犯罪から自らの身を守るすべを学ぶための防犯教育を実施しております。具体的には、警察の防犯担当部署によるロールプレーなどを交えた講義の実施や市の防災安全課の出前講座で防犯講座の実施、また地区委員主催の110番の家ウォークラリーの実施など様々な取組を行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 7番入江寿議員。

○7番（入江 寿議員） ご回答ありがとうございました。

では、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、登下校時の子どもを守る対策は交通安全と犯罪防止だと思っております。私自身、平成29年に登下校時の子どもを守る交通安全対策について一般質問をさせていただきました。実に明確に、具体的にご答弁をいただき、PDCAサイクルで継続的に取り組まれていることを評価しております。これに対し、子どもを犯罪から守る対策は大丈夫なのかという疑問符がついております。私は、交通安全対策の評価を10とすれば、防犯対策は5程度じゃないかなと思っております。防犯対策の評価をお伺いしたいと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） まず、子どもの防犯対策につきまして、防災専門官が防犯教室として出前講座を開催しております、先ほど申し上げたとおりですが。子どもたち向けに覚えやすい防災の合い言葉として、よく聞きますけれども、「いかのおすし」、知らない人について「行か」ない、知らない人の車に「乗」らない、危険なときには「大」声で叫ぶ、「す」ぐに逃げる、何かあったら保護者や先生に「知」らせるを定着させることで、防犯意識の向上や不審者出没等が起こった際の注意喚起に努めております。例えば、不審者が出たときにメールを出します。学校ではその確実な確認等を行うということは日常化しております。

また、先ほどおっしゃいました防犯対策の評価についてでございますが、学校や地域、家庭、関係機関が連携して様々な対策に努めております。ここ数年は大きな犯罪は起こっておりませんので、一定の成果を上げていると考えます。しかし、子どもたちが遭遇する不審者情報は絶えません。軽微なものでも大きな事件、事故につながる予兆として捉える必要があると考えております。ですので、常に対策を見直したり強化したりする必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 7番入江寿議員。

○7番（入江 寿議員） ありがとうございます。

次に、太宰府市のホームページ、9月1日現在のことについてちょっと質問させていただきます。

太宰府市の通学路、交通安全プログラムに防犯上の改善危険箇所一覧が掲載されております。なぜ交通安全プログラムに防犯上の危険箇所一覧が掲載されているのかお伺いしたい

と思います。

また、太宰府小学校区の防犯上に危険な箇所は、太宰府小学校区のほうなんですけれども、1か所のみが掲載されています。ほかには防犯上の危険箇所はないということも理解できますが、ほかの小学校区6校区も同じようなもので、太宰府東小学校、太宰府南小学校、水城西小学校は何の危険箇所の掲載もございません。なぜこのようになっているかお伺いしたいです。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 今ご質問にありました登下校防犯プランであります。危険箇所に関する情報共有として本市は防犯上の危険箇所を公表しております。各自治体を見ましても、同様に防犯上の危険箇所を公表している自治体もございますので、そういう実態でございます。防犯上の危険箇所を明らかにする狙いでございますが、関係者がその情報を共有化して見守りを強化することで子どもたちのより安全な通学ができるようにしていることを狙っております。今後は、子どもたちの通学をより安全にするために校長会やその他関係機関と連携を取りながら、危険箇所を見直すことや情報共有、情報提供の在り方について検討を続けてまいります。

2点目の学校によって防犯上の危険箇所の記載があつたりなかったりということでございますが、どの学校も防犯上の危険箇所も含めて危険箇所の情報について学校だとかPTA、自治体が共有化してパトロールの強化等の対策は行っております。ただし、ホームページにある防犯上の危険箇所の情報について、学校によって記載の差がございますという今の点でございますが、こちらとしても認識しております。今後は、子どもたちの通学をより安全にするために、校長会や関係機関と連携を取りながら、危険箇所の見直し、それと先ほどありました情報提供の在り方などについても続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 7番入江寿議員。

○7番（入江 寿議員） ありがとうございます。そうですね、ばらつきがあると防犯対策の活動が定着しているとはあまり思えないので、その辺りは十分よろしくお伺いしたいと思います。

また次の質問をさせていただきます。

先ほど4項目めで質問させていただきましたついで隊に対してなんですけれども、「地域の子どもは地域で守る」に貢献されている防犯ボランティアの皆様の高齢化で厳しい状況にあるのも分かります。ついで隊はこれに代わる大きな力となると思料しておりますが、今後登下校時の子どもの防犯ボランティアについて隊を活用する、先ほど答弁もございましたが、何かもうちょっと入り込んだ具体策があればお伺いしたいんですが、よろしくお伺いします。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） まず、ついで隊の登録者でございますが、先ほど申し上げましたように、近年新たな登録者というのが少なくなっております。先ほど言われましたように、地域の防犯活動への参加に対しましても、こういった方の時間的な余裕がなかなか難しいと、要する

に地域での活動がほかの皆さんと一緒になかなかしづらいと、あるいはそういった方と一緒に自分としてはあまりしたくないと言われる方も中にはいらっしゃいますので、そういった方も自発的に何か地域のために貢献ができないかということで登録をしてある方も中にはいらっしゃいます。私どもそういった気持ちをお持ちの方に少しでも呼びかけをするようなPRをもっともっとしていきたいなと思っております。そういう取組からまずは始めていきたいなというふうに思っております。本年度につきましてはまだ3人しか新規の登録はないような状況でございますので、そういったところも踏まえまして進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 7番入江寿議員。

○7番（入江 寿議員） そうですね、登下校時の子どもを犯罪から守る切り札として、ついで隊を活用していただけるといいんですが、私はいろいろ考えたんですけども、集まらないのであればまずは我々議員からも出る、議員からお伝えしていただくなり市の職員さんたちも200円払って腕章をつけてもらうとか、そういった活動をしていただければ多くの人に知れ渡るんじゃないかと思っておりますので、その辺りの広報等とかどうぞよろしくお願ひいたします。まずは各自治会との連携を図ったり、防犯パトロールの輪を広げるとか、太宰府市所有の車両に防犯パトロール中のステッカーを貼りつけるとか、事業者や市民の皆様所有の自転車や車両にもこの活動を広げていくとか、登下校時の子どもを犯罪から守るのぼりですか、よその地区では何かされていたところもあったんでホームページを調べさせてもらったんですが、そういった市内各所に掲げるとかなどが登下校時の子どもを犯罪から守るための私なりの具体策でございますので、もしよかったらそういうところも鑑みて、考えていただければと思っております。

あと、いろいろお考えをお伺いしたいところですが、時間も迫っておりますので、次の機会としたいと思います。ほかにも防犯カメラの設置、不審者情報の共有化、子どもへの防犯教育等もまた聞きたいところなんですけど、もう次にさせていただきます。

最後まとめさせていただきますと、要は地域住民が力を合わせ、防犯対策を積極的に行っていることをアピールすることが犯罪の抑止力、防止につながっていくと私は確信しております。犯罪が起こってからでは遅いので、早急に登下校時の子どもを犯罪から守る具体策を打ち出していただき、安全・安心の通学路確保に取り組んでいただくようお願い申し上げまして、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（陶山良尚議員） 7番入江寿議員の一般質問は終わりました。

ここで追加議事日程配付のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時33分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時35分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいまお手元に配付しました追加議事日程のとおり、追加日程第1、「議案訂正の件」を日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第1 議案訂正の件

○議長(陶山良尚議員) 本件について訂正理由の説明を求めます。

市長。

[市長 楠田大蔵 登壇]

○市長(楠田大蔵) 議案の訂正につきましてご説明申し上げます。

内容といたしましては、本議会に提案をいたしました議案第46号「太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、お手元に配付をしております正誤表のとおり訂正をさせていただきたくお願い申し上げる次第であります。

今回、議案の訂正をする事態になりましたことは、甚だ遺憾であります。今後このようなことが起きませんよう再発防止に努めてまいりますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(陶山良尚議員) お諮りします。

「議案訂正の件」を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第46号の訂正の件は承認することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(陶山良尚議員) 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、9月18日午前10時から再開します。

本日はこれをもって散会します。

散会 午前11時37分

~~~~~ ○ ~~~~~